

国不建第214号
令和8年3月31日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和8年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。）について、別添1のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間において同令第4条の規定に基づく協議が整い、別添2のとおり各保証事業会社社長あてに、別添3のとおり地方公共団体主管部局長等あてに、それぞれ通知しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設業者に対しても、周知方お願いします。

国官会第22442号
令和8年3月26日

財務大臣 殿

国土交通大臣
金子 恭之

公共工事の代価の前金払について

令和8年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
<p>(工 事)</p> <p>1 件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。</p> <p>(設計又は調査)</p> <p>1 件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(測 量)</p> <p>1 件の請負代価が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(機械類の製造)</p> <p>契約価格が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。</p>	<p>請負代価の10分の4以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。</p> <p>請負代価の10分の3以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。</p> <p>請負代価の10分の3以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の4以内。</p> <p>製造代価の10分の3以内。</p>

国官会第22443号
令和8年3月26日

財務大臣 殿

国土交通大臣
金子 恭之

公共工事の代価の中間前金払について

令和8年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
<p>1 件の請負代価が 1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が 1 5 0 日以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。） 、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。</p>	<p>請負代価の 1 0 分の 2 以内。</p>	<p>(1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。</p>

財計第2060号
令和8年3月31日

国土交通大臣 殿

財務大臣 片山 さつき
(公印省略)

公共工事の代価の前金払について (回答)

令和8年3月26日付国官会第22442号をもって協議のあった標記の
ことについては、異存のない旨回答する。

財計第2062号
令和8年3月31日

国土交通大臣 殿

財務大臣 片山 さつき
(公印省略)

公共工事の代価の中間前金払について (回答)

令和8年3月26日付国官会第22443号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国不建第212号
令和8年3月31日

各保証事業会社社長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその使途拡大の取扱いについて（通知）

令和8年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間において同令第4条の規定に基づく協議が整いましたので、参考にされたく通知します。

また、使途拡大の適用対象となる前払金（中間前払金を除く。以下同じ。）は、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金となり、令和7年度以降、これまで特例措置であったものを恒久化することとされておりますので、引き続き適切に対応されるようよろしくお願いいたします。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いいたします。

国不建第213号
令和8年3月31日

各都道府県主管部局長 殿

(契約担当課・建設業所管課扱い)

各政令指定都市主管部局長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその使途拡大の取扱いについて（通知）

令和8年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添1のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間において同令第4条の規定に基づく協議が整いましたので、参考にされたく通知します。

また、前払金の使途の範囲を拡大する特例については、令和7年3月31日に通知したとおり、令和7年度から恒久化されておりますので、引き続き使途拡大の積極的なご検討をお願い申し上げます。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及び中間前金払については、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和7年12月17日付け総行行第532号・国不建第115号）により、資金調達の円滑化のため、総務省及び国土交通省から、前金払（中間前金払を含む。）について、「未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。」を要請しております。

貴職におかれては、地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及び適正な施工の確保等を図る観点から、前払金における支払限度額を請負代価の10分の4未満の額としている場合は、その撤廃を見

据えた見直し、中間前金払の導入と認定手続の簡素化・迅速化、測量、調査及び設計等の業務における工事と同様の前金払制度の活用等、格段の御配慮をお願いいたします。

あわせて、前金払及びその使途拡大の取扱いについて適切な対応を図るよう、各保証事業会社社長に対し別添2のとおり通知していますのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしくお願いいたします。